



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

令和5年度 協会員に対する監査結果

令和6年4月17日
日本証券業協会

1. 令和5年度の協会員に対する監査結果について

(1) 実施状況(監査着手ベース)

- 協会員 82先(会員 56社、特別会員 26機関)に対し監査を実施

(2) 監査結果(通知書交付ベース)

① 監査結果通知先

- 協会員 78先(会員 51社、特別会員 27機関)
うち 16先(会員 12社、特別会員 4機関)に対して、法令・諸規則違反等を指摘

② 主な指摘

- 法令違反
(会 員) ダークプールの価格改善効果の顧客説明に関する不備
- 法令諸規則違反
(会 員) 当局への届出及び協会への報告漏れ

※ 主な指摘は下半期分の監査結果から抽出したもの。

2. 会員に対する監査の実施状況

実 施 状 況		令和5年度	【参考】令和4年度
① 監査実施先数		56社	56社
	うち取引所との合同検査	21社	22社
	うち協会の単独監査	35社	34社
	うち特別監査等	1社	1社
② 1先平均の監査人員		4. 6人	4. 8人
(1先当たりの監査人員)		(3～13人)	(3～10人)

※ 「特別監査等」は、特別監査及びフォローアップ監査をいう。

※ ②は、書類監査及び特別監査等を除外。

3. 会員に対する監査結果通知状況

(1) 会員に対する監査結果通知状況

会員に対する監査結果通知状況	令和5年度	【参考】令和4年度
結果通知先数	51社	56社
(うち法令諸規則違反等を指摘した先)	(12社)	(17社)

3. 会員に対する監査結果通知状況

(2) 会員の法令違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和5年度	【参考】令和4年度
法令違反の指摘件数	3件 (2社)	5件 (4社)
① 「純財産額が資本金の額を下回った場合」 に係る届出漏れ	1件	2件
② ダークプールの価格改善効果の顧客説明 に関する不備	1件	—
③ 事業報告書及び説明書類並びに業務に関 する帳簿書類の作成不備等	1件	—
○ その他	—	3件

3. 会員に対する監査結果通知状況

(3)会員の諸規則違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和5年度	【参考】令和4年度
諸規則違反の指摘件数	3件 (3社)	6件 (5社)
① 不公正取引防止のための売買管理態勢が不十分な状況	1件	2件
② 特定個人情報についての管理区域等の設置に係る対応が不十分な状況	1件	—
③ 定款の施行に関する規則等に定める報告漏れ	1件	—
○ その他	—	4件

3. 会員に対する監査結果通知状況

(4)会員の業務運営・内部管理態勢に係る指摘の内容と件数

監査結果通知の内容	令和5年度	【参考】令和4年度
業務運営・内部管理態勢に係る指摘件数	22件 (10社)	27件 (14社)
① システムリスク管理態勢に係るもの	7件	5件
② 個人情報保護の管理態勢に係るもの	5件	2件
③ 事業継続計画の態勢整備に係るもの	4件	3件
④ マネー・ローンダリングガイドライン対応等 に係るもの	3件	4件
⑤ 顧客管理態勢に係るもの	1件	3件
⑥ 事業報告書等の記載に係るもの	1件	—
⑦ 不公正取引防止のための売買管理態勢に 係るもの	1件	—
○ その他	—	10件

4. 特別会員に対する監査の実施状況

実 施 状 況	令和5年度	【参考】令和4年度
① 監査実施先数	26機関	26機関
② 1先平均の監査人員	3.7人	3.6人
(1先当たりの監査人員)	(3~5人)	(3~5人)

※ ②は、書類監査及び特別監査等を除外。

5. 特別会員に対する監査結果通知状況

(1) 特別会員に対する監査結果通知状況

特別会員に対する監査結果通知状況	令和5年度	【参考】令和4年度
結果通知先数	27機関	26機関
(うち法令諸規則違反等を指摘した先)	(4機関)	(1機関)

(2) 特別会員の法令違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和5年度	【参考】令和4年度
法令違反の指摘件数	—	—

5. 特別会員に対する監査結果通知状況

(3) 特別会員の諸規則違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和5年度	【参考】令和4年度
諸規則違反の指摘件数	6件 (4機関)	—
① 従業員の採用時に係る不都合行為者照会の未実施	2件	—
② 役職員における特定有価証券等の売買等に関する管理体制の不備	1件	—
③ 合理的根拠適合性の検証が行われていない状況	1件	—
④ 公募仕組債の勧誘開始基準に適合しない顧客に対する勧誘・販売	1件	—
⑤ 内部管理責任者等に係る社内研修の未実施	1件	—

5. 特別会員に対する監査結果通知状況

(4) 特別会員の業務運営・内部管理態勢に係る指摘の内容と件数

監査結果通知の内容	令和5年度	【参考】令和4年度
業務運営・内部管理態勢に係る指摘件数	2件 (1機関)	2件 (1機関)
① マネー・ローンダリングガイドライン対応等 に係るもの	2件	1件
○ その他	—	1件

(1) 法令違反

○ ダークプールの価格改善効果の顧客説明に関する不備【会員】

- 当社では、先物取引のオンライン取引サービス利用者を対象とした社内取引システム(以下「ダークプール」という。)取引の提供にあたり、顧客の注文について、取引所とダークプールを比較し、顧客の注文の全数量が取引所の最良気配値段と同値または有利な値段で約定できる場合のみダークプールでマッチングを行い、立会外取引で執行するサービスを取り扱っている。

顧客がより有利な価格で取引を行うことを主な目的としてダークプールを用いた取引を行う場合、ダークプールにおいてマッチングを行い立会外取引で執行した取引のうち、取引所の最良気配値段と同値であったものについては、価格改善しなかったものであるため、「価格が改善しなかった理由」を顧客に対して説明する必要がある。

しかしながら、担当部長はその理由を顧客に対して説明する必要があると認識していなかったことにより、これを顧客に対して説明していない状況が認められた。

(金融商品取引法第35条の3関係)

(2) 法令諸規則違反

○ 当局への届出及び協会への報告漏れ【会員】

➤ 当局等への届出等について、業務担当者の法令諸規則の理解不足に加えて、当該業務を精査する態勢がないことから、以下のとおり当局への届出及び本協会への報告漏れが認められた。

- ① 純財産額が資本金の額に満たなくなった場合の当局への届出及び本協会への報告を行っていなかった。
(金融商品取引業等に関する内閣府令第199条第11号ロ及び定款の施行に関する規則第6条第1項第36号関係)
- ② 英文開示銘柄に係る説明義務違反(英文開示銘柄である旨の説明及びその旨を記載した文書の交付を欠いたもの)の事案について、当局に対する届出を行ったものの、本協会に対する報告を行っていなかった。
(定款の施行に関する規則第6条第1項第42号関係)
- ③ 個人情報の不適切な取扱い(書面の誤送付)の事案について、当局に対する報告を行ったものの、本協会に対する報告を行っていなかった。
(個人情報の保護に関する指針第23条第1項関係)
- ④ 当局による検査の開始及び終了について、本協会に対する報告を行っていなかった。
(定款の施行に関する規則第6条第1項第40号関係)